

台湾の世界保健機関（WHO）への参加を求める意見書

パンデミック(世界的大流行)に発展した新型コロナウイルス感染症の感染者は今年12月初旬の時点で、約2億6,493万人に達し、死者は約500万人を超え、新規株の流行と感染拡大を終息させるためには、国際的な防疫網を構築する必要がある。そのためには、特定の地域が取り残されることによる地理的な空白を埋めるとともに、公衆衛生上の成果を上げた地域の有益な知見・経験を世界が共有することは欠かせない。

台湾は、2003年の重症急性呼吸器症候群（SARS）で37人の死者を出した教訓から国際感染症の防疫を極めて重視しており、新型コロナウイルス発生直後から検疫体制の強化や感染症指揮センターの設置のほか、マスクの生産増強や流通管理などを先駆的に実践してきた。こうした迅速な取組による成果は、世界が注目した。そのことから台湾がWHOに参加できないことは、国際防疫上、世界的な損失であることは世界共通となっている。

我が国では令和3年6月11日、参議院本会議で、WHO総会への台湾のオブザーバー参加を認めるよう関係各国に呼びかける決議を採択している。

よって、逗子市議会は国に対し、WHO憲章にのっとり、台湾のWHOへの参加が保障されるよう、引き続き関係各国に働きかけるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月9日

逗子市議会